

薬局におけるサイバーセキュリティ確保に係る立入検査の手引き

～立入検査担当者向け～

< 薬局におけるサイバーセキュリティ対策に係る立入検査について >

- 薬局の立入検査の際は、サイバーセキュリティ確保のために必要な措置が行われているかを確認することとしています。
- 立入検査担当者は、「薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」に必要な項目が記入されているかを、下記のとおり確認してください。
- なお、「薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル～薬局・事業者向け～」ではチェックリストの項目の考え方や確認方法、用語等について分かりやすく解説しています。立入検査担当者におかれても、立入検査に先んじてご一読ください。

< 立入検査時に確認する事項 >

①「薬局確認用」チェックリストについて

- 「医療情報システムの有無」の「いいえ」欄にマルがつく場合、それ以下すべての項目は確認不要です。
- 「医療情報システムの有無」の「はい」欄にマルがつく場合、チェック項目すべてに、1回目の確認結果（日付と「はい」または「いいえ」）が記入されていることを確認してください。
(※) 2 (2) 及び2 (3) は薬局が事業者と契約していない場合には、確認が不要になります。
- 「いいえ」にマルが付いた項目については、目標日の記入を確認してください。また、令和5年度中に「はい」にマルがつくように、薬局に取組を促してください。
- 3 (1) の連絡体制図については、「はい」欄にマルがついている場合、現物を確認してください。

②「事業者確認用」チェックリストについて

- 薬局が事業者と契約している場合には、「事業者確認用」も確認してください。
- 「事業者確認用」は、薬局と契約している事業者ごとに作成するため、複数事業者と契約している場合は、すべてを確認してください。
- チェック項目について、1回目の確認結果（日付と「はい」または「いいえ」）が記入されていることを確認してください。
- 契約内容によっては、一部の項目の確認が不要になることもあります。その場合、同項目について「薬局確認用」または別の事業者が作成する「事業者確認用」に記入があれば問題ありません。
(※) 例えば、サーバのみを提供している事業者の場合、ネットワークの状況は必ずしも把握できていない等のケースが想定されます。
- 「いいえ」にマルがついた項目については、目標日の記入を確認してください。また、令和5年度中に「はい」にマルがつくように事業者の取組を促すよう、薬局に伝えてください。

※ 令和5年度の立入検査では、①②ともに、参考項目の検査は不要です。